

(12) 免許法附則第17項に基づき栄養教諭普通免許状を取得する方法

現職の学校栄養職員は、次の表の定めるところにより、一定以上の学校栄養職員としての在職年数と必要な単位を修得することで栄養教諭の免許状を取得することができます。さらに、他の教員免許状を有している場合は、在職年数及び必要な単位数が軽減されます。

授与を受けようとする免許状の種類 基礎資格 最低在職年数 ※2			最低修得単位数 ※3						
			栄養に係る教育に関する科目		養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等				合計
			栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項、幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項及び食生活に関する歴史的及び文化的事項	食に関する指導の方法に関する事項	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	栄養教育実習 ※4	計	
栄養教諭一種免許状	管理栄養士免許保有者 ※1	3年	1	1	1以上	1以上	1以上	8	10
	管理栄養士免許保有者＋他の教員免許保有者		1	1					2
栄養教諭二種免許状	栄養士免許保有者	3年	1	1	1以上	1以上	1以上	6	8
	栄養士免許保有者＋他の教員免許保有者		1	1					2

※1 管理栄養士免許保有者には、管理栄養士養成課程を修了し栄養士免許を保有している者を含む。

※2 最低在職年数とは、基礎資格を取得した後、学校栄養職員として良好な成績で勤務した年数である。

※3 最低修得単位数は、基礎資格を取得した後、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。

※4 栄養実習の単位は、特別非常勤講師として、1年以上栄養の指導に関し良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものについては、経験年数1年について1単位の割合で、**上記教職に関する科目（栄養教育実習を除く。）の単位をもって、これに替えることができる。**（よって取得すべき合計単位数は変わらない。）

注：在職年数の算定については、必ず108頁「在職年数の算定方法及び実務成績証明書について」を確認すること。